

## 国際出願及び国際登録に関する手数料の在り方について

### 1. 国際出願及び国際登録の手数料の仕組み

#### ①国際出願の際に支払う手数料

ハーグ協定ジュネーブアクトにおいて、国際出願にかかる手数料は、基本手数料、公開手数料、指定手数料からなり、出願時に国際事務局に納付する必要がある。

(第 5 条(1)、第 12 規則(1))

上記手数料のうち、指定手数料は最終的に各指定国に納められるものであり、実体審査国の場合、指定手数料を個別指定手数料(各国が国内出願に対して徴収している料金を上限に設定する任意の金額)に置き換えることを事務局長に宣言することができ(第 7 条(2))、我が国の場合、出願料と 5 年分の登録料に相当する料金を設定することを予定している。

国際出願にかかる手数料の支払いは、複数意匠一括出願であっても意匠単位ではなく、出願単位で一括に支払うことを基本としているが、個別指定手数料については、国際出願時に一括で支払うか(一括納付)、国際出願時に支払う部分と指定国が定める支払日と金額の部分とに二段階に分けて支払う(二段階納付)ことを指定することができる(第 12 規則(3)<sup>1</sup>)。

なお、個別指定手数料の一括納付か二段階納付かは、締約国が選択するものであり、出願人が任意で選択することはできない。二段階納付を選択した締約国に対し、個別指定手数料を二段階に分けて支払う場合、国際出願時に支払う部分は国際事務局に納付する必要があるが、二段階目の部分については、国際事務局か直接、指定締約国官庁に納付することもできる。

国際出願に係る手数料が支払われない、若しくは不足する場合には、国際事務局から欠陥通報がなされ、正しく手数料が納付されない場合には、当該国際出願は放棄したものと見なされ、基本手数料を除き、出願人に返納される。

また、公開手数料については、公開繰り延べを請求している場合に限り、後納することができ、納付がされなくても、いったん国際登録されるが、公開の 3 か月前までに納付されない場合には、国際登録は取り消され、公開もされない。

#### ②国際登録の更新手数料

国際登録された後は、5 年ごとに更新するための手数料が必要である。この手

<sup>1</sup>共通規則第 12 規則

(3)[二つの部分に分けて支払うことのできる個別指定手数料] (a) 1999 年アクト第 7 条(2)又は第 36 規則(1)に基づく宣言は、関係締約国について支払われる個別指定手数料が二つの部分、すなわち、国際出願の出願時に支払われる最初の部分と、関係締約国の法令の定めるところにより決められた、その後日に支払われる二番目の部分から成ることを指定することができる。

料には、基本手数料と指定手数料があり、原則として、国際事務局に、遅くとも国際登録の更新の期日までに、出願単位で納付する必要がある。指定手数料は国際出願時の手数料と同様に、実体審査国である場合には個別指定手数料に置き換えることを事務局長に宣言することができ(第7条(2))、我が国の場合、6年目以降の登録料の5年分に相当する料金を設定することを予定している。

更新の手数料の支払いが遅れた場合、国際登録の更新の日から6か月以内であれば、特別手数料(更新の基本手数料の50%の料金)を更新の手数料と同時に支払うことで更新することができる。

更新にかかる手数料は、国際登録の更新の日から6か月以内に支払われていない、若しくは不足する場合には、国際事務局は更新を記録しない。なお、この際、すでに納付されている手数料は、名義人に払い戻される。

## 2. 問題の所在

以上のように、国際出願の個別指定手数料の支払い方法については、一括納付とするか、二段階納付とするかを選択する必要がある。

このうち二段階納付については、複数意匠一括出願の場合、我が国の実体審査は意匠毎に行い、登録の可否判断は異なる日に通知されることになるが、個別指定手数料を二段階納付とするときでも料金は出願単位で納付しなければならないことから、最も遅く登録査定となった意匠にあわせて手数料を納付することになり、登録の可否判断が早くなされている意匠があった場合でもその設定登録が遅れるといったデメリットがある。

そのほか、複数意匠一括出願の意匠について登録と判断された意匠と拒絶と判断された意匠がある場合、手数料は出願単位で納付する必要があることから、拒絶の判断を争うか否か等によって結果的にいずれかの意匠の権利化をあきらめざるを得ない場合も生ずるといった問題もある。

他方、一括納付とした場合には、意匠毎に登録の可否判断が異なる日になされても、すでに登録料相当分の手数料は納付されているため、登録査定を受ける毎に設定登録されることから、二段階納付の場合のようなデメリットは生じないが、拒絶査定となる場合にも国際出願時に登録料相当分の手数料を納付しなければならないといった問題もある。

このため、我が国ユーザーの利便性や負担を考慮してどちらの納付方法を選択するかを検討する必要がある。

## 3. 対応の方向性

我が国は実体審査国であり、国際出願及び国際登録の更新に際し、個別指定手数料を設定することができるため、基本的には国内の出願や登録と同様の料金設定と

することが適切であると考える。

国際出願の際の個別指定手数料の納付方法については、二段階納付の方法では、複数意匠一括出願の場合、最も遅く登録査定となった意匠にあわせて手数料を納付せざるを得ず、設定登録が遅れる他、意匠毎に登録査定と拒絶査定に分かれた場合、納付時期によっては権利化できない意匠が生ずるといったユーザーにとって重大な問題があるため、個別指定手数料の納付方法は一括納付の方法を採用してはどうか。また、その際には、ユーザーにとって過大な費用負担が発生しないように、拒絶査定となった時には、登録料に相当すると考えられる部分を出願人に返還することとしてはどうか。